税に得一特よ税項	法替適得令施え用税第	税に得一特よ税項	用一さ項	措読令置み第	税に得一特よ税項	法替適得令施え用税第	さ項れの	措読令置み第

を

第五条第五項の表第百四十九条第三項の表第三項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	法（租税特別措置法	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

に、

「第三十九条の十八第二十五項」を「第三十九条の十八第二十三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「第六十六条の七第五項」を「第六十六条の七第四項」に、

第三十九条の百十八第十九項	第三十九条の二十の七第九項
第三十九条の百二十の七第九項	第三十九条の二十の七第八項

を

所得税等の額を	所得税等の額及び復興特別所得税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）を	所得税等の額及び復興特別所得税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）に改め、
所得税等の額を	所得税等の額及び復興特別所得税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）を	
同条第四項	法第六十八条の九十一第四項	
所得税等の額を	所得税等の額及び復興特別所得税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）を	

を

第三十九条の二十の七第八項	所得税等の額を

同表法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の項及び地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）の項を次のように改める。

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）		
第百四十九条第一項各号	係る所得税の額	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第百四十九条第二項	法第六十九条の二第一項	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税の適用の特例等）に係る所得税法（復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例）の規定により読み替えて適用される法第六十九条の二第一項
第百四十九条第三項の表第二項の項	第百四十九条第二項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例）の規定により読み替えて適用される第百四十九条第二項第一号